訪　問　看　護　重要事項説明書

〈介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護〉
〈医療保険による訪問看護〉

医療生協かながわ生活協同組合
訪問看護ステーションふかさわ

訪問看護重要事項説明書(介護保険・医療保険)

医療生協かながわ生活協同組合
訪問看護ステーションふかさわ

1. 運営法人の概要

名　　称	医療生協かながわ生活協同組合
代 表 者 名	池田　俊夫
法人本部所在地	横浜市戸塚区戸塚町 3880 番地 2　TEL045-862-9244
実施事業の概要	医業・居宅介護支援事業・居宅サービス介護事業
事 業 所 数	14 ヶ所

2. 事業所の概要

事 業 所 名	医療生協かながわ生活協同組合　訪問看護ステーションふかさわ
所　在　地	〒248-0036　鎌倉市手広 3 丁目 1-36
管　理　者	小池　由紀子　　連絡先　TEL　0467-33-1250
サービス提供地域	鎌倉市・藤沢市
事業所指定番号(介護保険)	神奈川県　1462190023 号　平成 12 年 2 月 2 日指定
併設する介護事業所	ヘルパーステーションふかさわ(訪問介護)、訪問看護ステーションふかさわ(居宅介護支援)

3. 事業所の職員体制

職　種	従事するサービス内容等	人　員
管　理　者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名
看　護　師 リハビリテーション職員	主治医の指示による訪問看護・リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき、訪問看護・リハビリテーション業務を提供します。	看護師:2.5 名 リハビリ職員:必要に応じて適当数

4. 業務日及び業務時間

業　務　日	月曜日～土曜日 日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は緊急時を除き休業とします。
業 務 時 間	月曜日～金曜日　9:00～17:00 土曜日　　9:00～13:00

＊ご利用者の身体状況や介護状況に応じて、緊急時対応の契約を行なっている場合には24時間対応を行なっております。
＊地震、災害等で交通機関が停止した場合や道路が使用できない等のとき、台風や荒天等、または訪問担当者の緊急やむを得ない事情などで、訪問時間の変更または、訪問できない場合があります。
*訪問予定日が祝日にあたる場合は、看護職員の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させていただく場合があります。

5. サービス内容

① 日常生活の看護
② かかりつけの医師の指示による処置
③ 療養環境の相談
④ 医療・介護保険サービスの相談など

6. サービス利用料及び利用者負担金

① サービス利用料は、別表で提示いたします。
② 支払い方法は原則として金融機関からの口座引き落としとさせていただきます。

7. サービスの中止

① 利用者がサービス提供を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

電　　話　　0467-33-1250
連絡時間　　平日 9:00～17:00　　土曜日 9:00～13:00

② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービスの前々日までにご連絡下さい。(ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は直前でも結構です。)
③ 当日のキャンセルに関して、緊急やむを得ない事情以外はキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。キャンセル料は利用者負担金の100%をお支払いいただきます。

(別紙料金表参照)

8. 当事業所における運営方針

① 訪問看護の実施にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が安定した在宅療養生活が送れることを目標とします。
② 利用者に適正なサービスが提供できるよう、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等と綿密な提携に努めます。
③ 事業所は、訪問看護等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

定期研修　　年2回

9. 秘密保持

事業所及び訪問看護師等は、業務上知り得た利用者、または家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

10.緊急時及び事故発生時の対応

① サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急医療機関に連絡します。

医療機関等の名称、主治医氏名	連絡先電話
緊急連絡先氏名、続柄	連絡先電話

② 事故が生じた時には、直ちに事故に至った経緯及び態様を調査し、事実を正確に把握し、速やかに市区町村や関係機関へ事故発生の報告をします。
③ 事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

11. 衛生管理

① 訪問看護の実施にあたっては、看護師が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を使用することがあります。また、ケアの前後に手洗いのため洗面所をおかりすることがあります。

② 事業所は、訪問看護師の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

12. 虐待・身体拘束の防止

事業所における虐待防止のために指針を整備し、対策を検討する委員会や従業者への研修を定期的に実施します。また、虐待やその疑いを発見した場合は、直ちに市町村へ通報します。

13. 業務継続計画の策定

感染症や災害等の発生時に、サービスを継続できるよう計画を策定し定期的に見直します。

14.従業者の就業環境の確保・カスタマーハラスメントの防止

職員に対しハラスメントに該当する行為が認められた場合、別紙のとおり対応いたします。

15. 相談窓口・苦情対応

●サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当事業所相談窓口	電話番号　0467-33-1250 FAX番号　0467-33-2426 責　任　者　　小池　由紀子 対応時間 9:00～17:00(平日) 9:00～13:00(土)

●介護保険のご利用者…公的機関の次の機関においても、苦情申請等ができます。

鎌倉市健康福祉部 介護保険課介護保険担当	所　在　地　鎌倉市御成町18-10 電話番号　0467-23-3000 FAX番号　0467-23-8700 対応時間　9:00～17:00(平日)
藤沢市福祉部 介護保険課	所　在　地　藤沢市朝日町1-1 電話番号　0466-25-1111 FAX番号　0466-23-5174 対応時間　9:00～17:00(平日)
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所　在　地　横浜市西区楠町27-1 電話番号　045-329-3447 対応時間　8:30～17:15(平日)

※その他各市町村・区役所の介護保険課等でもご相談、苦情申請等ができます。

●医療保険のご利用者…所属の医療保険担当窓口に連絡願います。

説明確認・同意・交付

訪問看護の提供にあたり、上記のとおり重要事項を交付し、説明しました。

年　　月　　日

（事業者）　医療生協かながわ生活協同組合

（事業所）　医療生協かながわ生活協同組合 訪問看護ステーションふかさわ

説明者　　印

私は、事業所から訪問看護の提供について、重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

（利用者）　氏　名　　印

（代理人または立会人）　氏　名　　印